

第1章 緑地等の現況と課題

1 緑地等の現況

(1) 江田島市の概要

ア 位置・交通条件

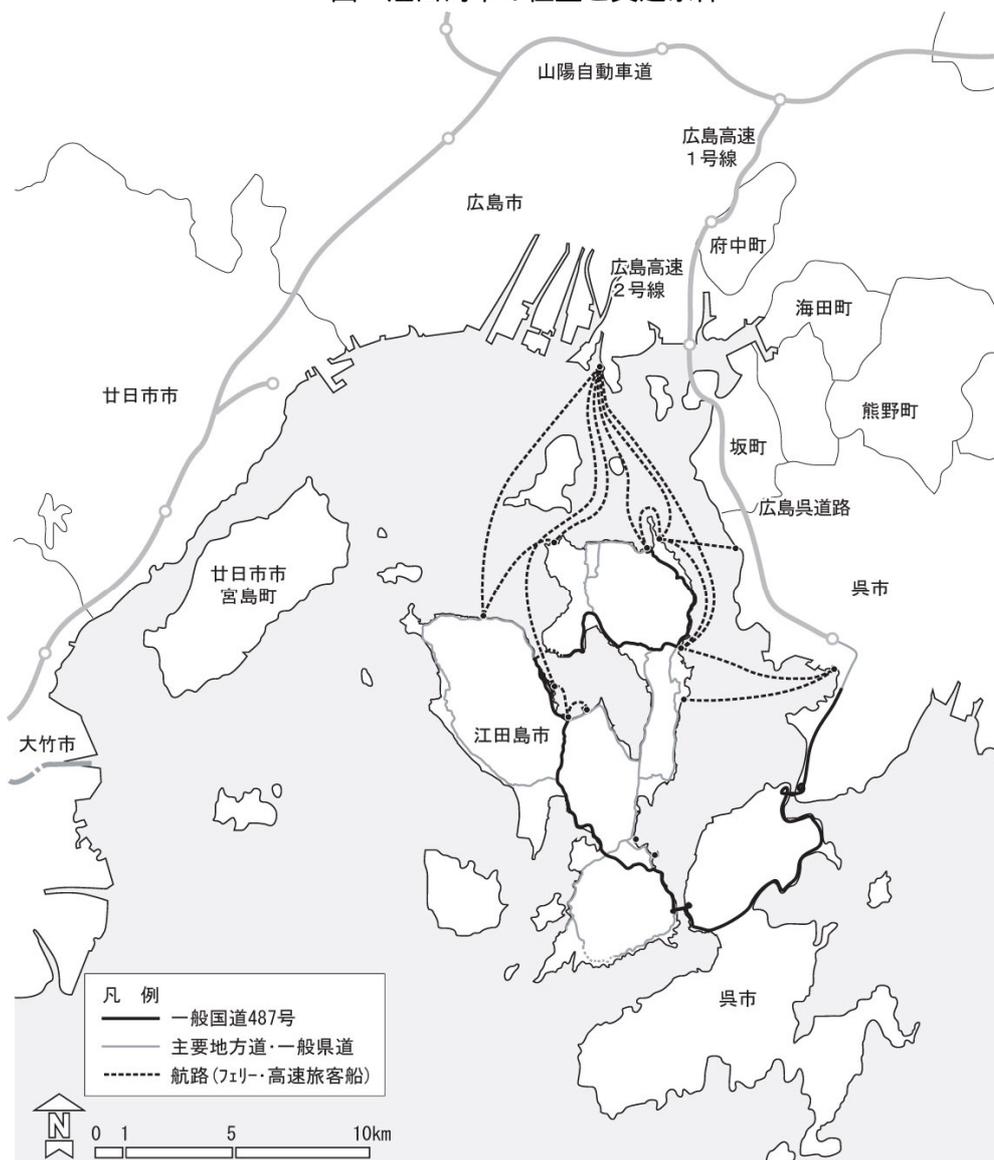
江田島市（以下「本市」といいます。）は、広島県南西の広島湾に浮かぶ江田島、能美島とその周辺に点在する島々で構成されている面積100.94km²（平成19(2007)年3月31日時点）のまちです。

広島市からは海上約7.5km、呉市からは海上約6kmの位置にあり、呉市とは、音戸大橋、早瀬大橋の両架橋により結ばれ、実質的には陸続きとなっています。

道路網は、国道487号と主要地方道江田島大柿線が南北の軸となり、それとつながって主要地方道高田沖美江田島線、一般県道大君深江線、同石風呂切串線などが沿岸部を中心に走り、狭い区間もありますが、島内を周遊できる構成となっています。

本市へのアクセスは、呉市から音戸大橋、早瀬大橋を通るルートと、広島市及び呉市と結ぶ海上交通があり、市内ではバス路線によって主な港や市街地・集落が結ばれています。

図 江田島市の位置と交通条件



航路は平成22(2010)年1月現在

イ 沿革

本市は、明治21(1888)年には16の村がありましたが、翌年に行われたいわゆる明治の大合併で10の村となり、その後の編入や合併、町制施行などにより、昭和26(1951)年に江田島町、昭和29(1954)年に大柿町、昭和30(1955)年に能美町、昭和31(1956)年に沖美町が誕生しました。そして、平成16(2004)年11月1日に4町が合併し、「江田島市」としてスタートしました。

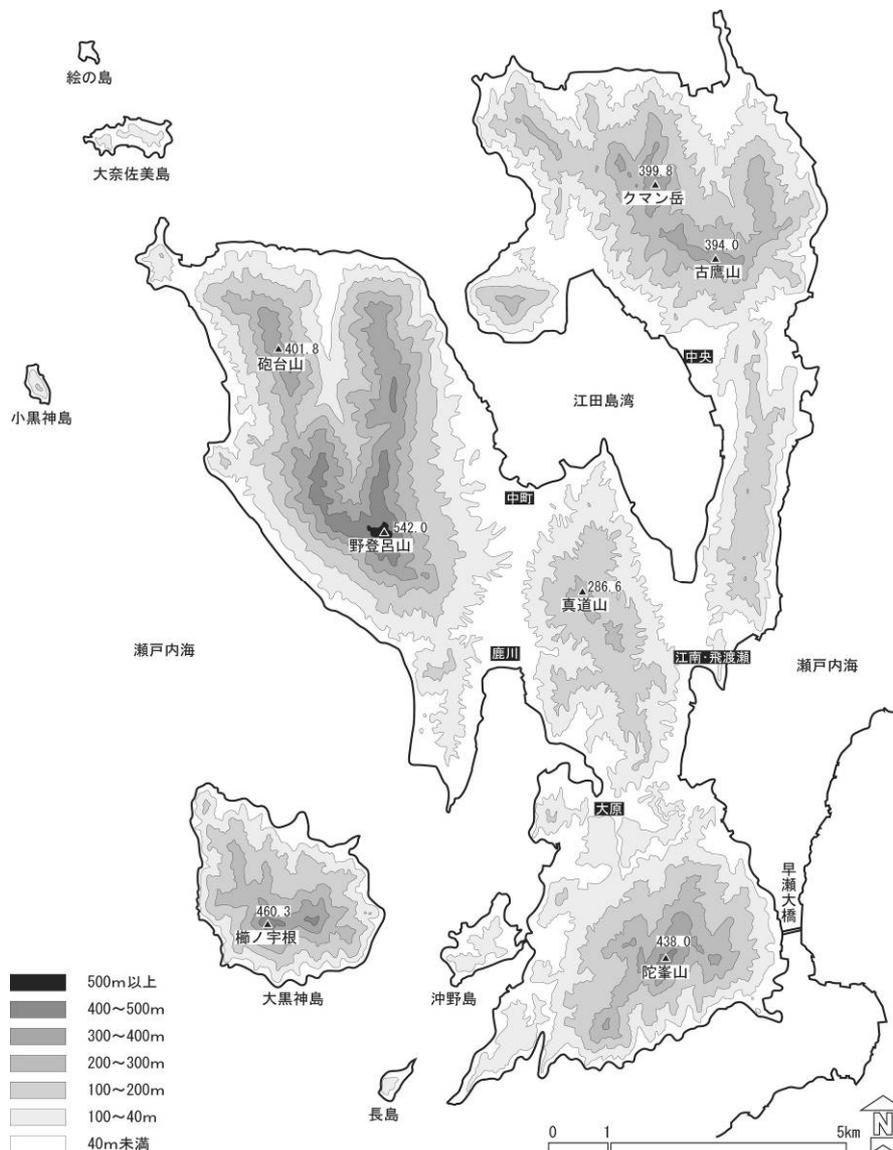
ウ 地形

本市は、広島湾の南に位置する島で、変化に富んだ海岸線や平地、丘陵地、山地などの多様な地形条件となっています。

この中で、野登呂山、陀峯山、砲台山、クマン岳、古鷹山などを中心とした山地部や、その山麓付近の丘陵地が面積の多くを占めています。

まとまった平地は、江田島町の中央、江田島町と大柿町の境界付近の江南・飛渡瀬、能美町の中町、鹿川、大柿町の大原などに広がっています。

図 江田島市の地形条件



「(1) 江田島市の概要」は、「江田島市総合計画」(平成19(2007)年3月策定)から引用しながら記述しました。

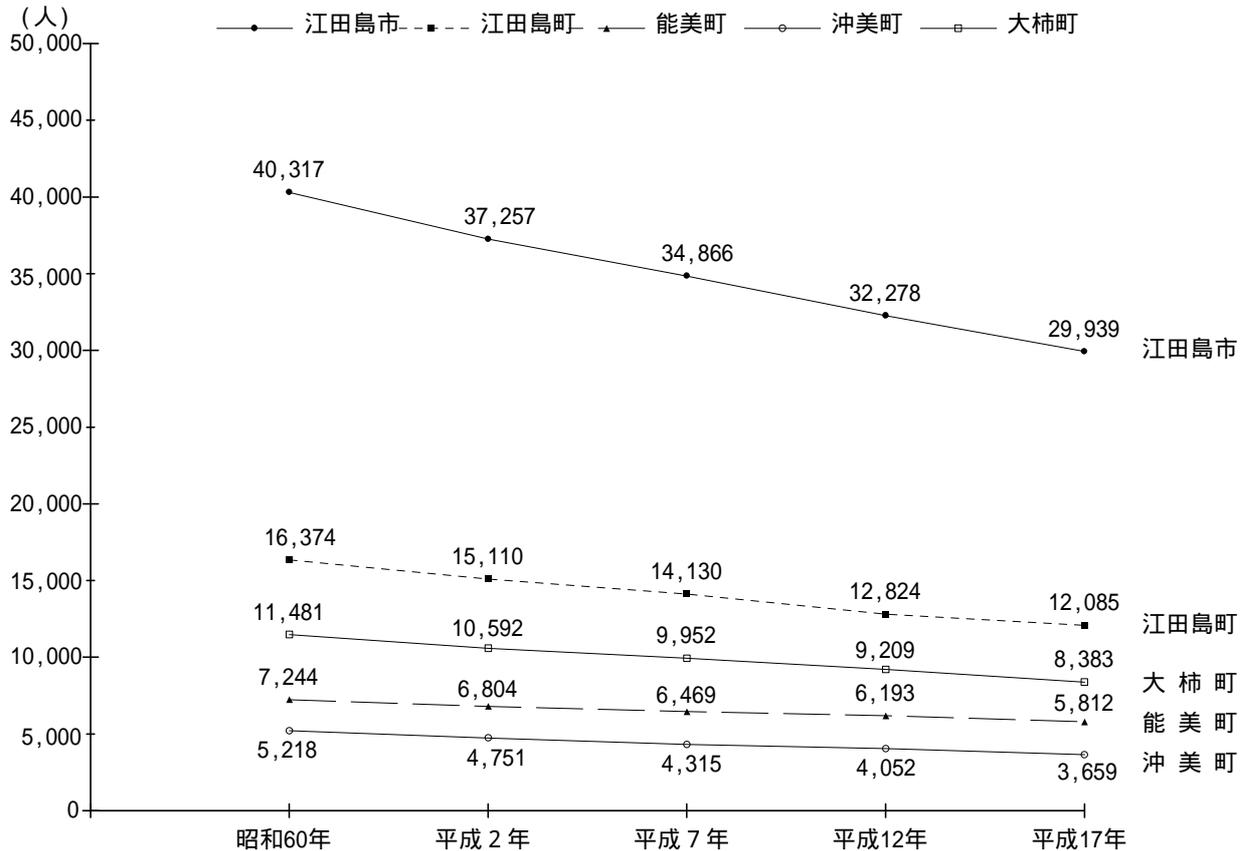
(2) 人口・世帯数の動向

ア 人口の動向

総人口は、減少傾向が続いており、平成17(2005)年29,939人となっています。

地域別には、各地域とも減少傾向にあり、平成12(2000)～17(2005)年の5年間の減少率は、江田島町 5.8%、能美町 6.2%、沖美町 9.7%、大柿町 9.0%となっています。

図 総人口の推移

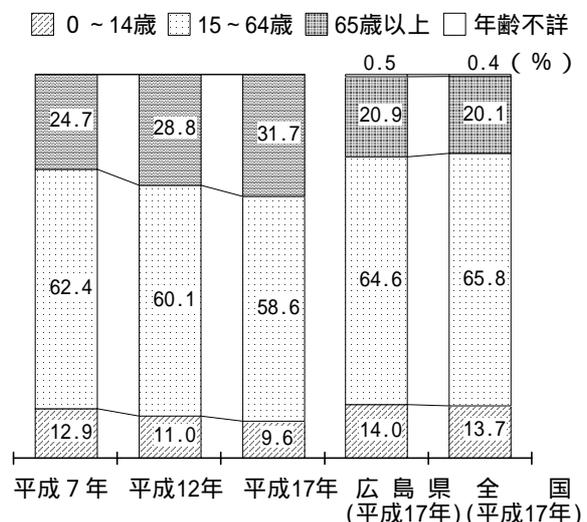


注：国勢調査による。

年齢三区分別人口割合の推移は、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が低下、65歳以上の老年人口が上昇傾向にあります。

高齢化率は31.7%で、広島県より10.8ポイント高くなっています。

図 年齢三区分別人口割合の推移と比較



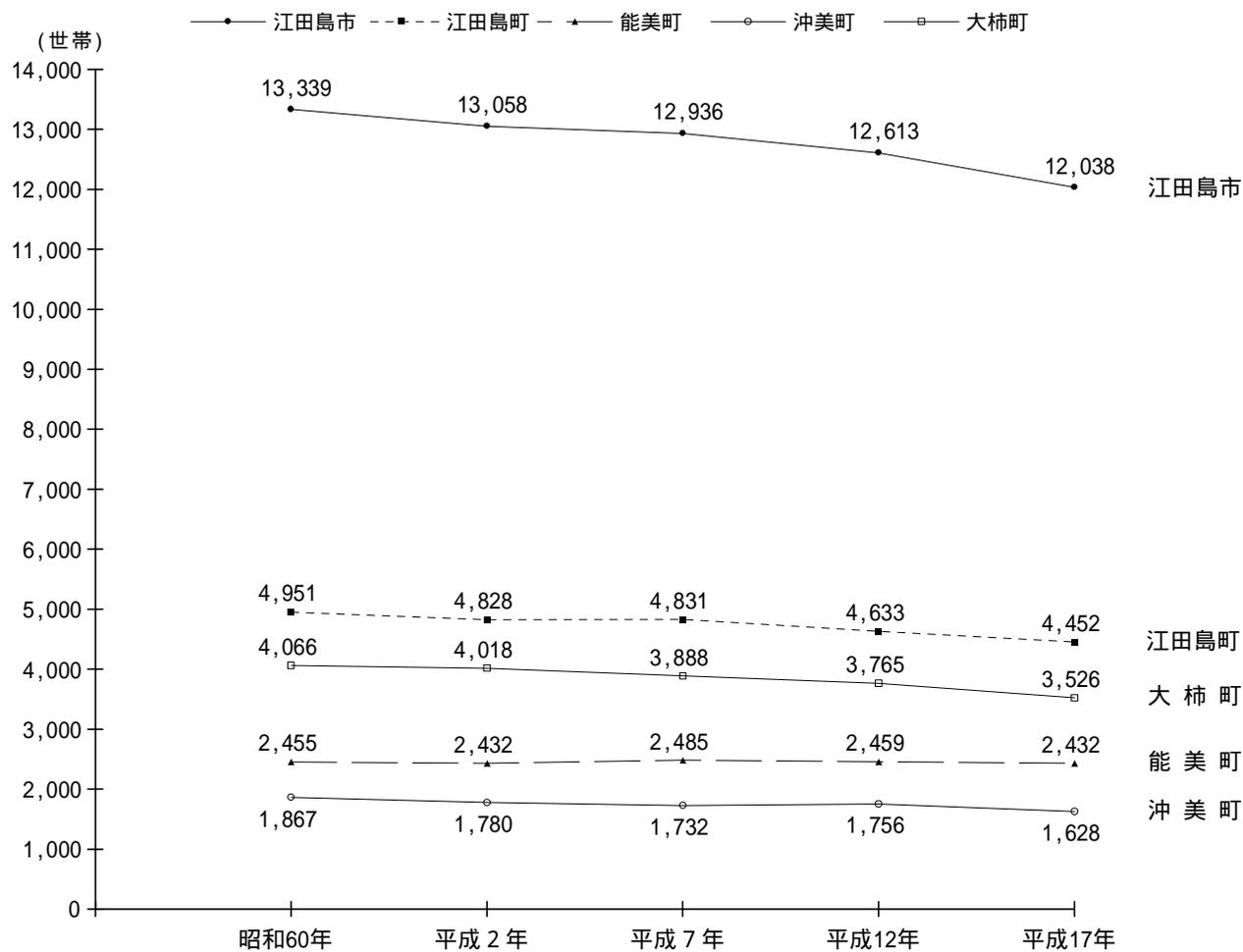
注-1：国勢調査による。
 -2：年齢三区分別人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）で区分した。

イ 世帯数の動向

総世帯数も、人口と同様に減少傾向が続いており、平成17(2005)年12,038世帯となっています。

平成12(2000)～17(2005)年の5年間の減少率は、江田島町 3.9%、能美町 1.1%、沖美町 7.3%、大柿町 6.3%となっています。

図 総世帯数の推移



注：国勢調査による。

(3) 緑地の現況

ア 緑地の現況

本市の緑地面積は、用途地域内 43.03ha、都市計画区域2,668.82ha、行政区域8,302.84haとなっています。

緑地の割合は、用途地域内22.0%、都市計画区域71.6%、行政区域82.3%で、用途地域内において低くなっています。

市街地、集落が連たんしている区域の緑地の割合は、江田島地域16.3%、能美地域19.1%、沖美地域11.1%、大柿地域18.4%で、各地域とも2割以下となっています。

表 都市計画区域内の緑地面積と割合 (ha, %)

地域	種類	江田島地域	大柿地域	合計
用途地域内	都市計画公園等	7.52	-	7.52
	公共施設緑地	4.89	-	4.89
	農地	20.03	-	20.03
	山林・原野	8.35	-	8.35
	河川・水面	2.24	-	2.24
	計	43.03	-	43.03
	地域面積	195.70	-	195.70
	緑地率	22.0	-	22.0
都市計画区域	都市計画公園等	8.90	8.50	17.40
	公共施設緑地	5.62	1.66	7.28
	農地	588.65	528.31	1,116.96
	山林・原野	1,043.02	478.30	1,521.32
	河川・水面	4.70	1.16	5.86
	計	1,650.89	1,017.93	2,668.82
	地域面積	2,425.00	1,303.00	3,728.00
	緑地率	68.1	78.1	71.6

注-1：平成20(2008)年8月発行の住宅地図を利用して緑地現況図(縮尺1/25,000)を作成し、図上計測により面積を把握した。

-2：都市計画公園等は整備済み面積、公共施設緑地は0.1ha以上の緑地について、山林、水面等を除く面積を把握した。

表 地域区分別緑地面積と割合 (ha, %)

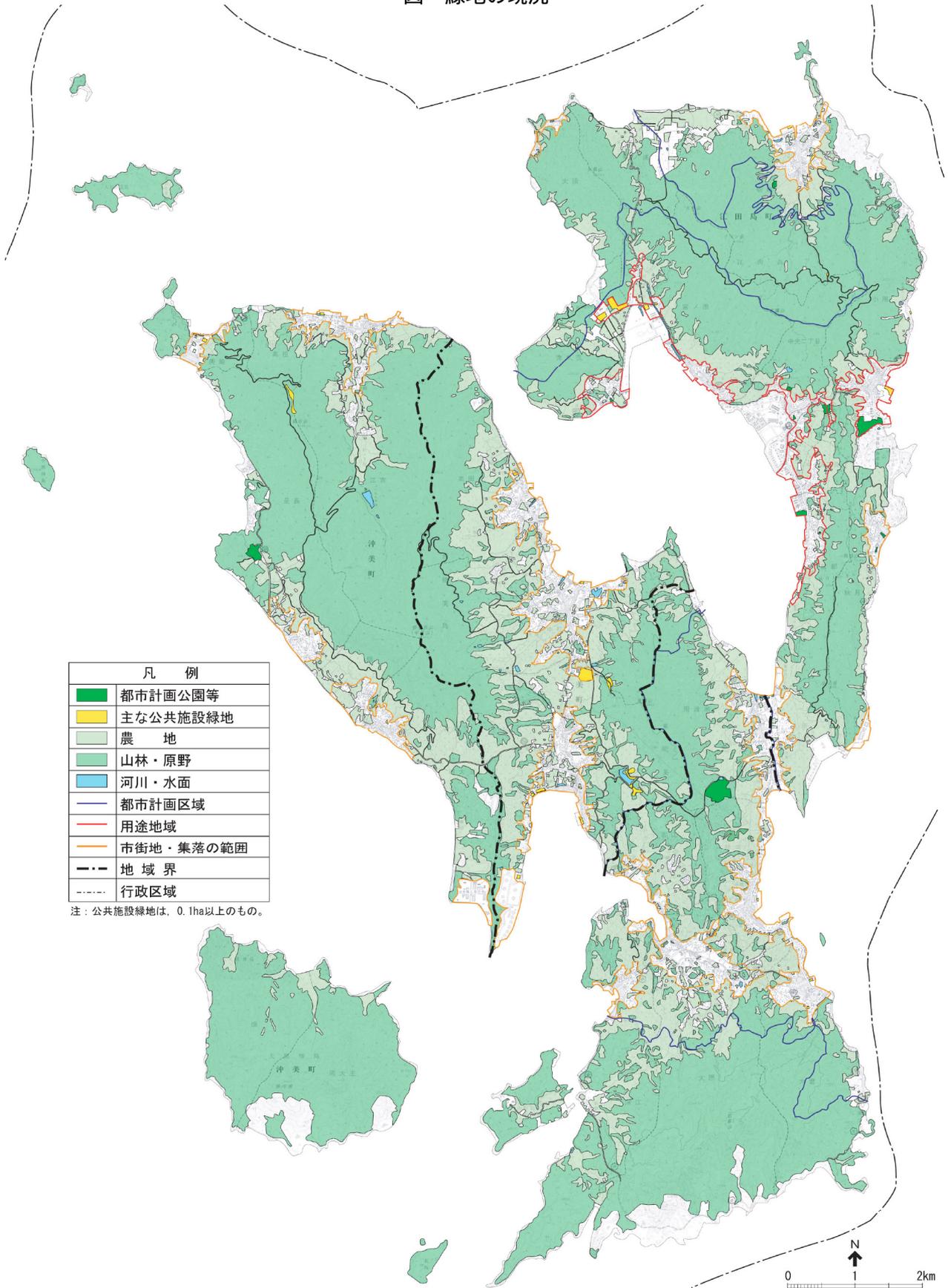
地域区分	種類	江田島地域	能美地域	沖美地域	大柿地域	合計
用途地域内及び用途地域非指定市街地・集落	都市計画公園等	7.91	-	-	-	7.91
	公共施設緑地	5.73	7.58	1.14	1.61	16.06
	農地	26.15	40.37	28.60	24.37	119.49
	山林・原野	9.54	4.41	1.99	7.01	22.95
	河川・水面	3.13	2.57	0.00	0.83	6.53
	計	52.46	54.93	31.73	33.82	172.94
	地域面積	321.90	287.30	284.90	183.50	1,077.60
	緑地率	16.3	19.1	11.1	18.4	16.0
行政区域	都市計画公園等	8.90	-	3.00	8.50	20.40
	公共施設緑地	6.21	10.85	1.14	1.86	20.06
	農地	644.13	653.75	417.92	671.03	2,386.83
	山林・原野	1,698.46	713.00	2,020.41	1,429.19	5,861.06
	河川・水面	4.81	6.24	2.10	1.34	14.49
	計	2,362.51	1,383.84	2,444.57	2,111.92	8,302.84
	地域面積	3,018.00	1,658.00	2,760.00	2,658.00	10,094.00
	緑地率	78.3	83.5	88.6	79.5	82.3

注-1：平成20(2008)年8月発行の住宅地図を利用して緑地現況図(縮尺1/25,000)を作成し、図上計測により面積を把握した。

-2：都市計画公園等は整備済み面積、公共施設緑地は0.1ha以上の緑地について山林、水面等を除く面積を把握した。

-3：用途地域非指定市街地・集落は、宅地の連たんしている区域とした。

図 緑地の現況



イ 都市公園等

都市計画公園等（カントリーパーク及び墓園を含む）は12か所，20.40ha整備されています。また，公共施設緑地が58か所，32.17ha整備されており，都市公園等の整備面積は52.57haとなっています。

都市公園等の市民一人当たり面積は18.9㎡で，国の示している目標水準である20㎡/人をやや下回っています。

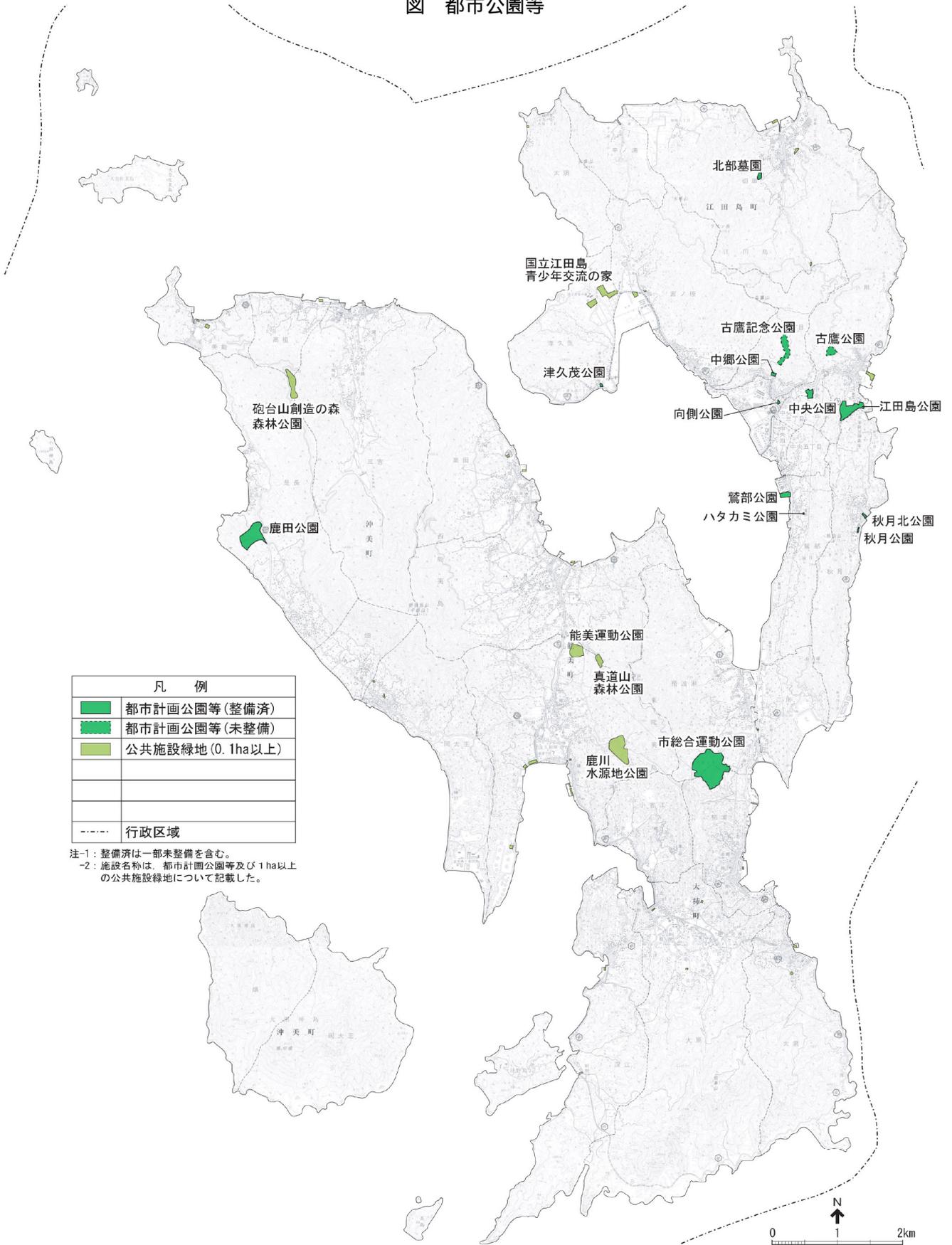
表 都市公園等の現況

区分	種別	名称	面積（ha）		備考
			計	画	
都市計画公園等	街区公園	向側公園	0.23	0.23	
		中郷公園	0.13	0.13	
		八タカミ公園	0.12	0.12	
		津久茂公園	0.14	0.14	
		秋月公園	0.24	0.24	
		秋月北公園	0.15	0.15	
	近隣公園	古鷹公園	1.00	-	
		中央公園	1.20	1.20	
		鷺部公園	1.10	1.10	
	地区公園	江田島公園	6.00	4.60	
	運動公園	市総合運動公園	21.10	8.50	名称は江田島市総合運動公園
	特殊公園	古鷹記念公園	7.30	-	
		鹿田公園	8.60	3.00	カントリーパーク
墓園	北部墓園	0.99	0.99		
	計	48.30	20.40		
公共施設緑地	市条例による公園	17.60	17.60	児童公園28箇所，市立公園11箇所，古鷹ビオトープ	
	その他の公園緑地等	14.57	14.57	港湾整備による公園緑地11箇所，その他の公園緑地7箇所	
	計	32.17	32.17		
合計		80.47	52.57		

注：資料は都市整備課による。

脚注：一人当たり面積は，平成21(2009)年4月1日時点の住民基本台帳人口27,778人に対して。

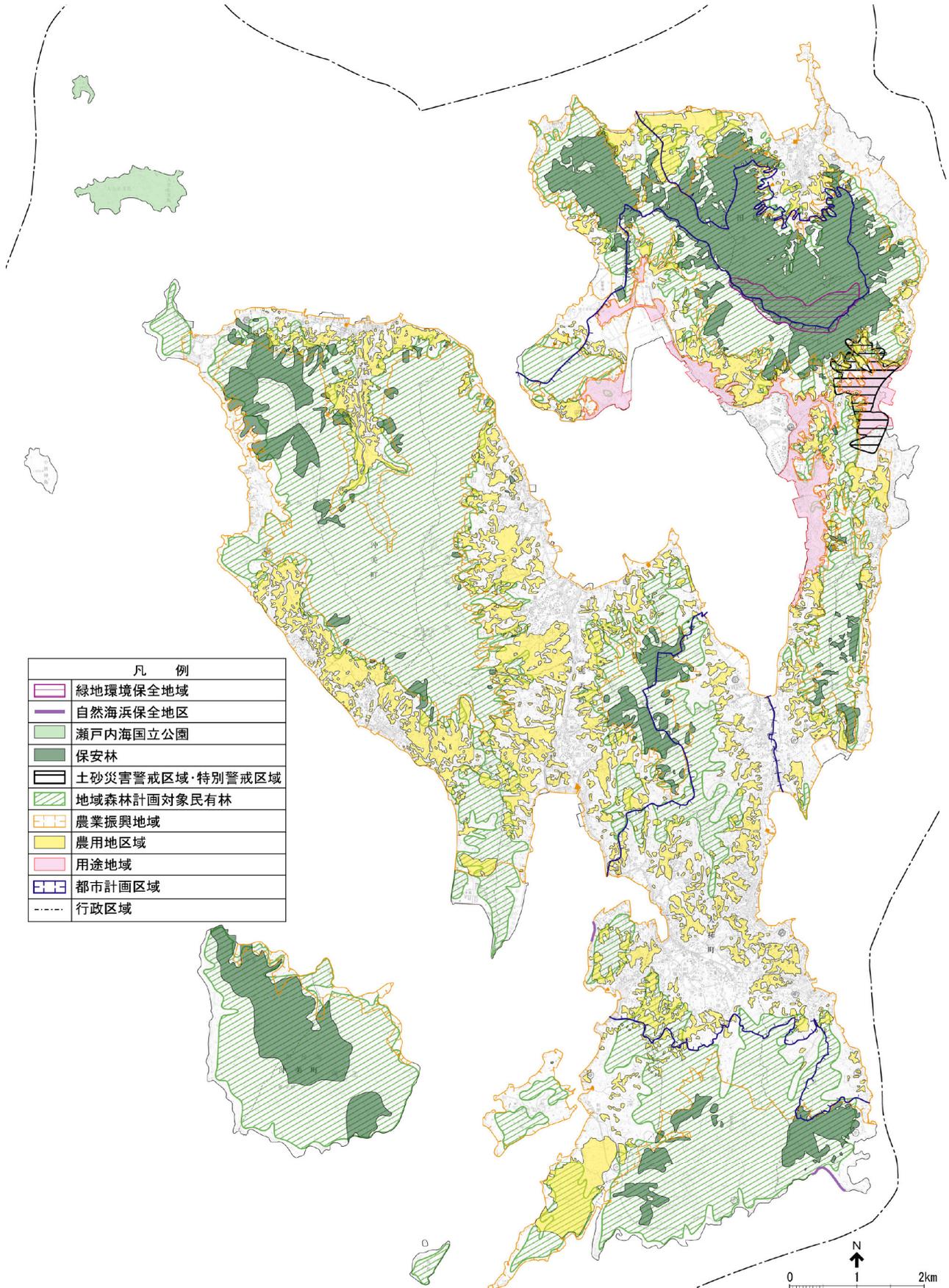
図 都市公園等



ウ 土地利用規制

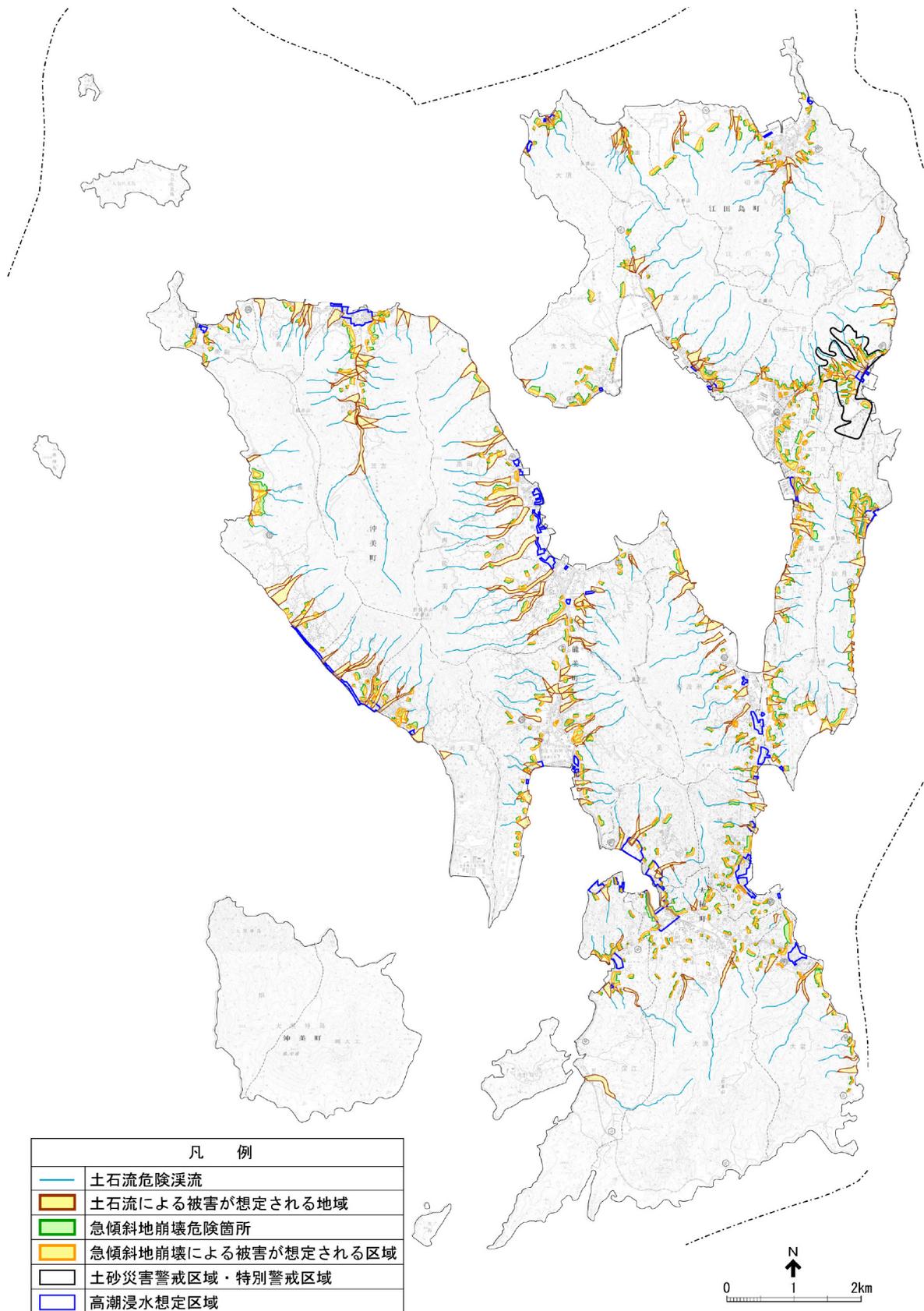
緑地の保全に係る土地利用規制は、緑地環境保全地域、自然海浜保全地区、瀬戸内海国立公園、保安林、土砂災害警戒区域、農用地区域などが指定されています。

図 土地利用規制



また、市街地、集落背後の斜面は、土砂災害危険箇所が多く分布しており、土砂災害防止対策、災害時の避難対策などの防災対策を進める必要があります。

図 土砂災害危険箇所・警戒区域，高潮浸水想定区域

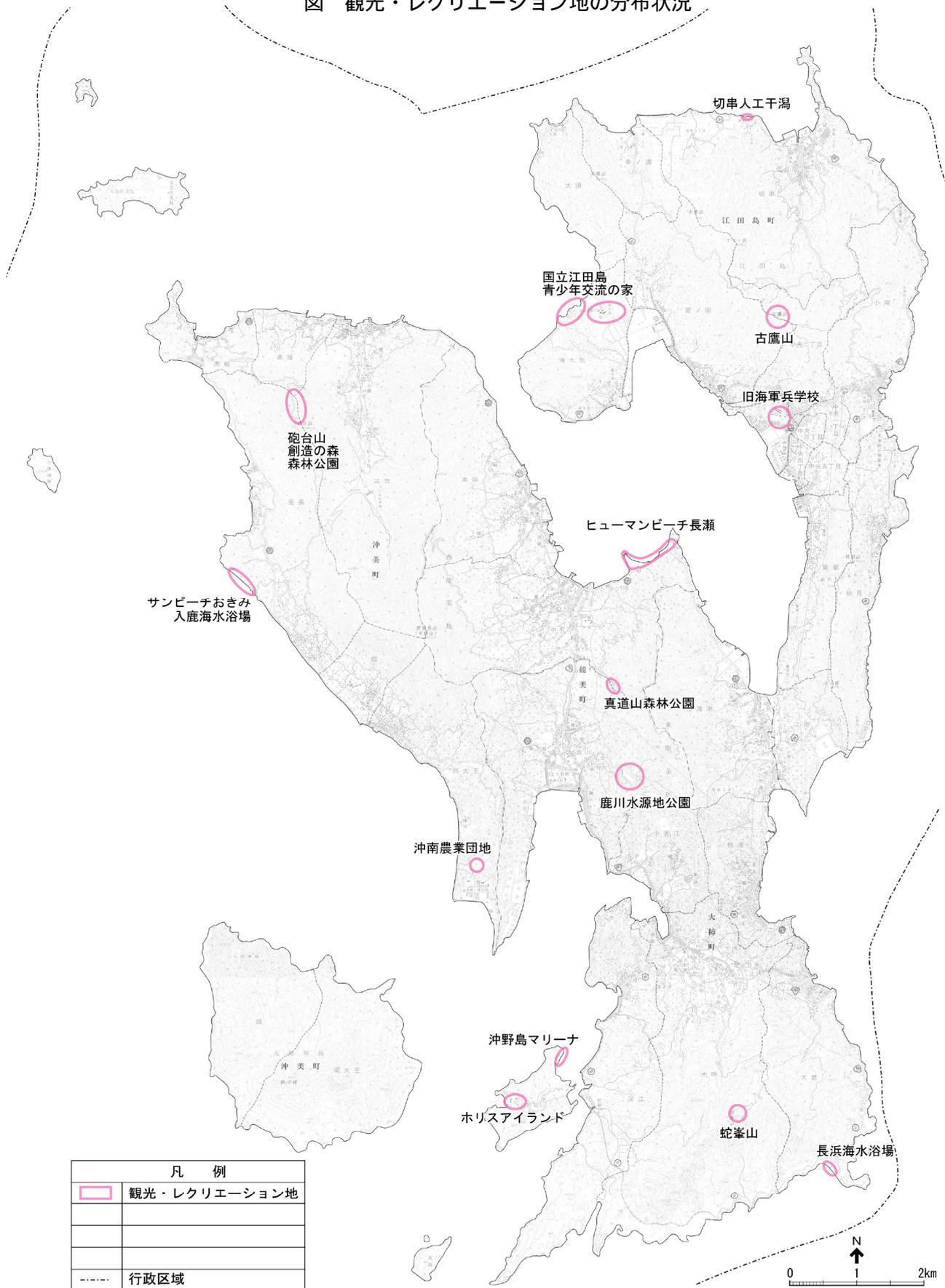


注：土砂災害ポータルひろしま（広島県土木局土木整備部砂防課）による。（平成22(2010)年8月19日時点）

エ 観光・レクリエーション地

観光レクリエーション地の分布状況は、次のとおりです。

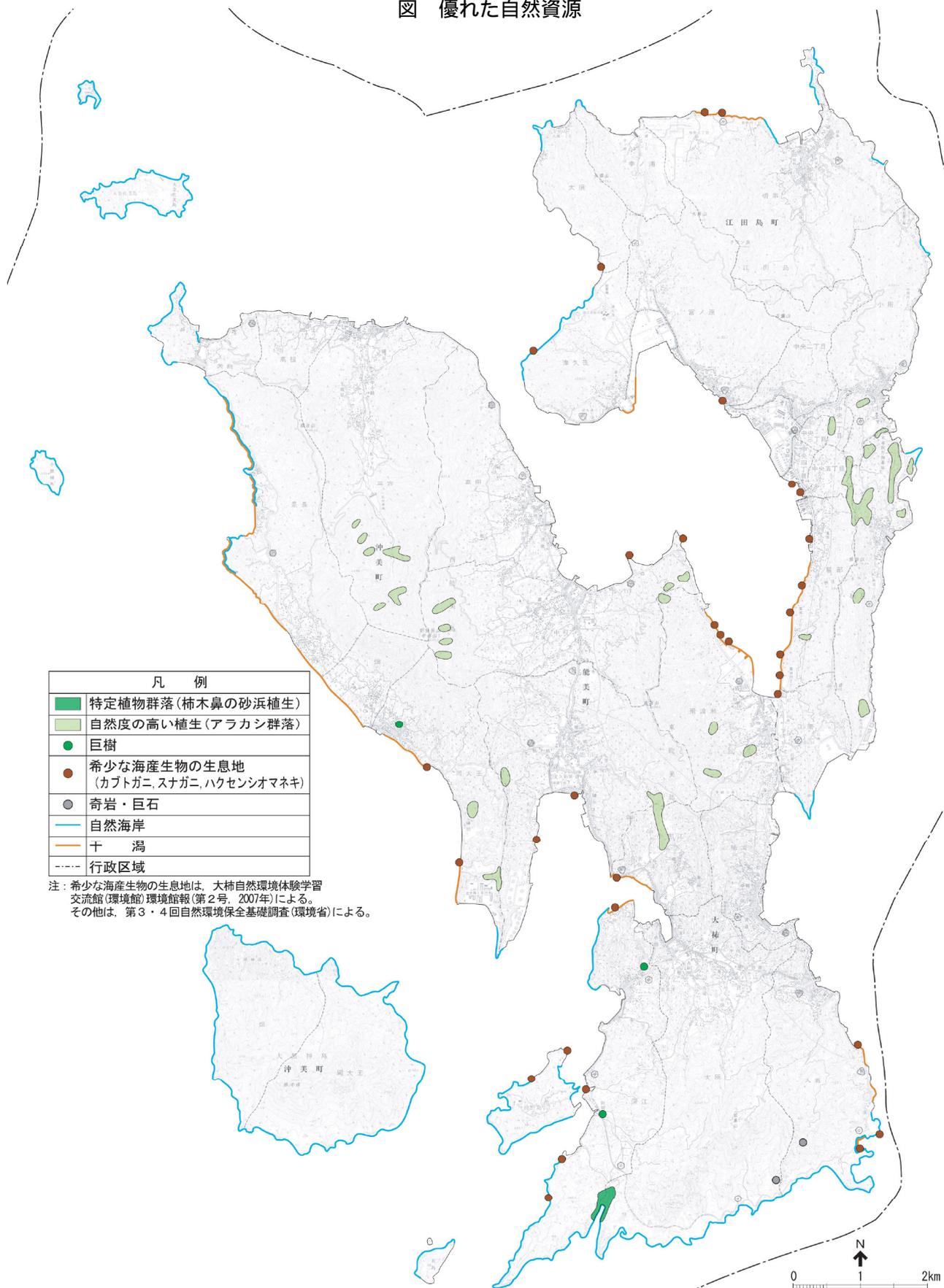
図 観光・レクリエーション地の分布状況



オ 優れた自然資源

優れた自然資源は、次のとおりです。

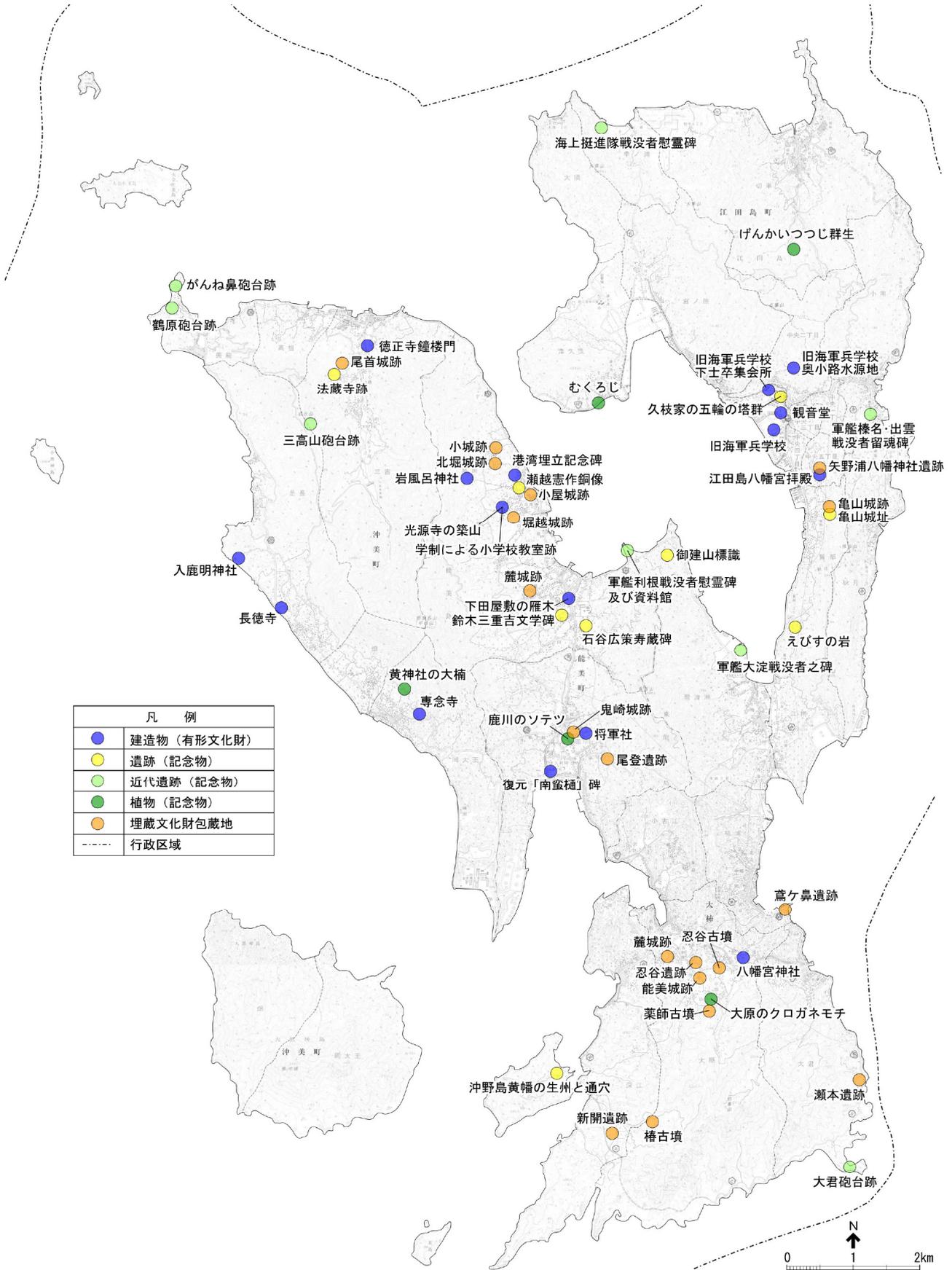
図 優れた自然資源



カ 文化財

文化財の分布状況は、次のとおりです。

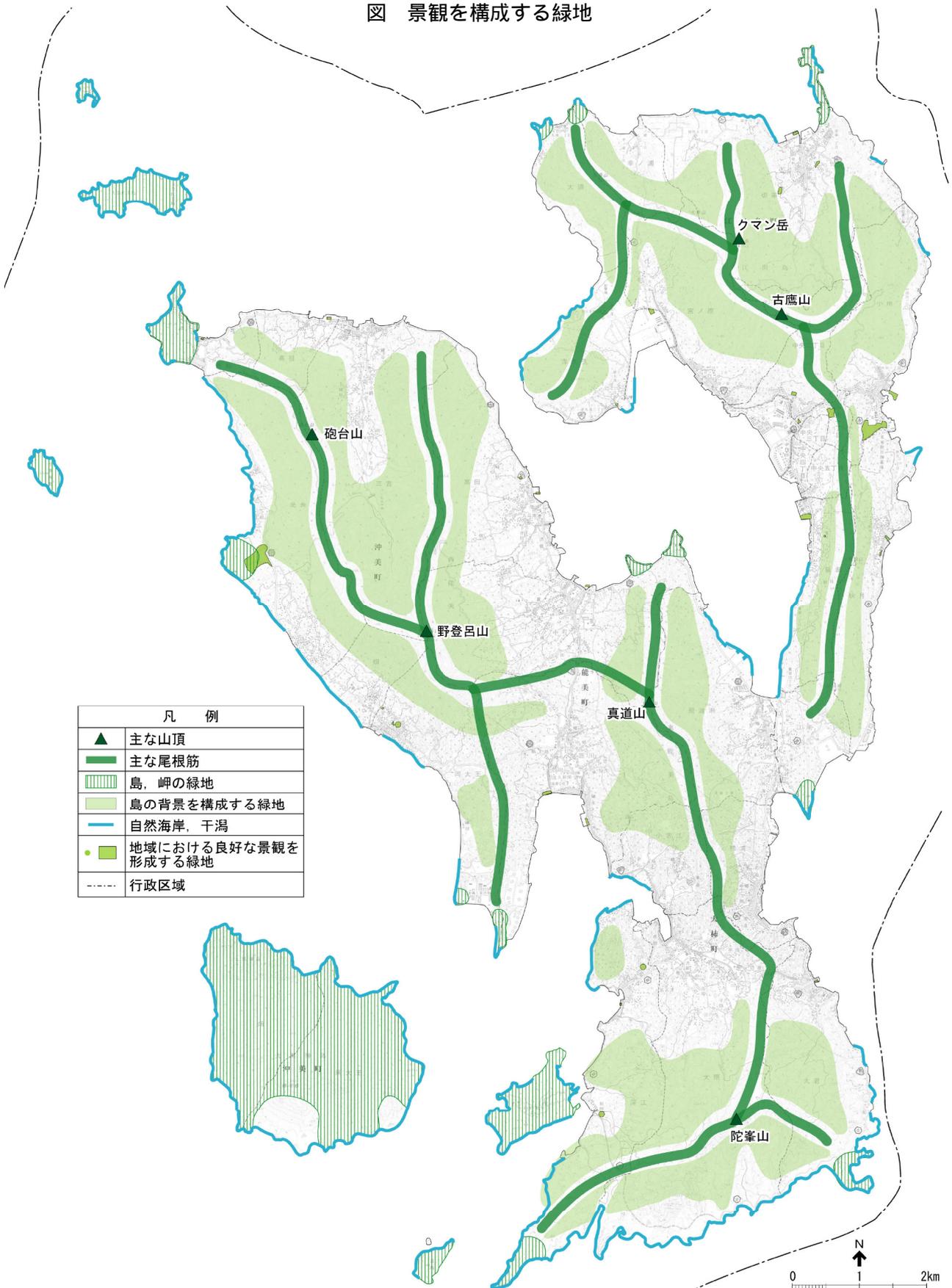
図 文化財の分布状況



キ 景観を構成する緑地

本市の特徴ある景観を構成する主な緑地は、次のとおりです。

図 景観を構成する緑地



2 緑地の解析評価

(1) 緑地の機能と解析評価の考え方

都市の緑は、都市環境の保全、レクリエーションの場の提供、災害の防止、低減、良好な景観の形成など、良好な都市環境を形成する上で様々な機能を有しています。

ここでは、本市に分布している緑地を対象として、これらの機能を有する緑地を評価・抽出し、緑地の保全、整備を進めていく上で配慮すべき事項を把握します。

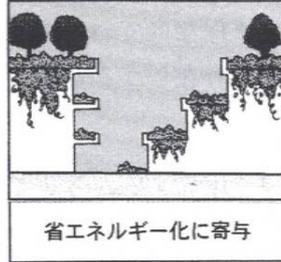
表 都市の緑の主な機能

分類	主な内容	具体的な緑（例示）
環境保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・山林、水系などによる水源かん養，生物の生息環境の保全，自然生態系の維持 ・二酸化炭素の吸収などによる大気の浄化，気候の調節，地球温暖化防止への寄与 ・貴重な自然の維持，文化的資産の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・稜線（尾根筋），山林，河川，湖沼 ・山林，市街地内の樹林地 ・植物群落，社寺林
レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあい，自然学習，野外レクリエーションの場の提供 ・市民の休養・休息，遊び場の提供 ・スポーツ・レクリエーション，交流の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察の森，野外キャンプ場 ・街区公園，近隣公園 ・運動公園，グラウンド
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨時における流量調整，洪水防止 ・火災時における延焼防止 ・騒音の遮断などの公害防止，抑制 ・災害時の避難場所の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・山林，傾斜地の樹林地 ・市街地の緑地帯，河川 ・緩衝緑地 ・都市公園，学校
景観構成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を特徴づける景観，固有の歴史・文化を印象づける景観の形成 ・市街地における良好な景観の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂，山なみ，田園景観，鎮守の森 ・都市公園，公共施設の緑地，緑の多い市街地

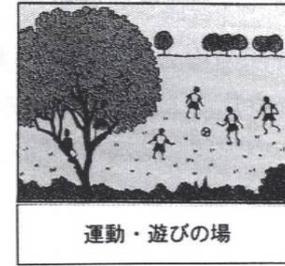
注：「新編 緑の基本計画ハンドブック」などを参考に整理した。

緑の機能イメージ

【環境保全機能】



【レクリエーション機能】



【防災機能】



【景観構成機能】



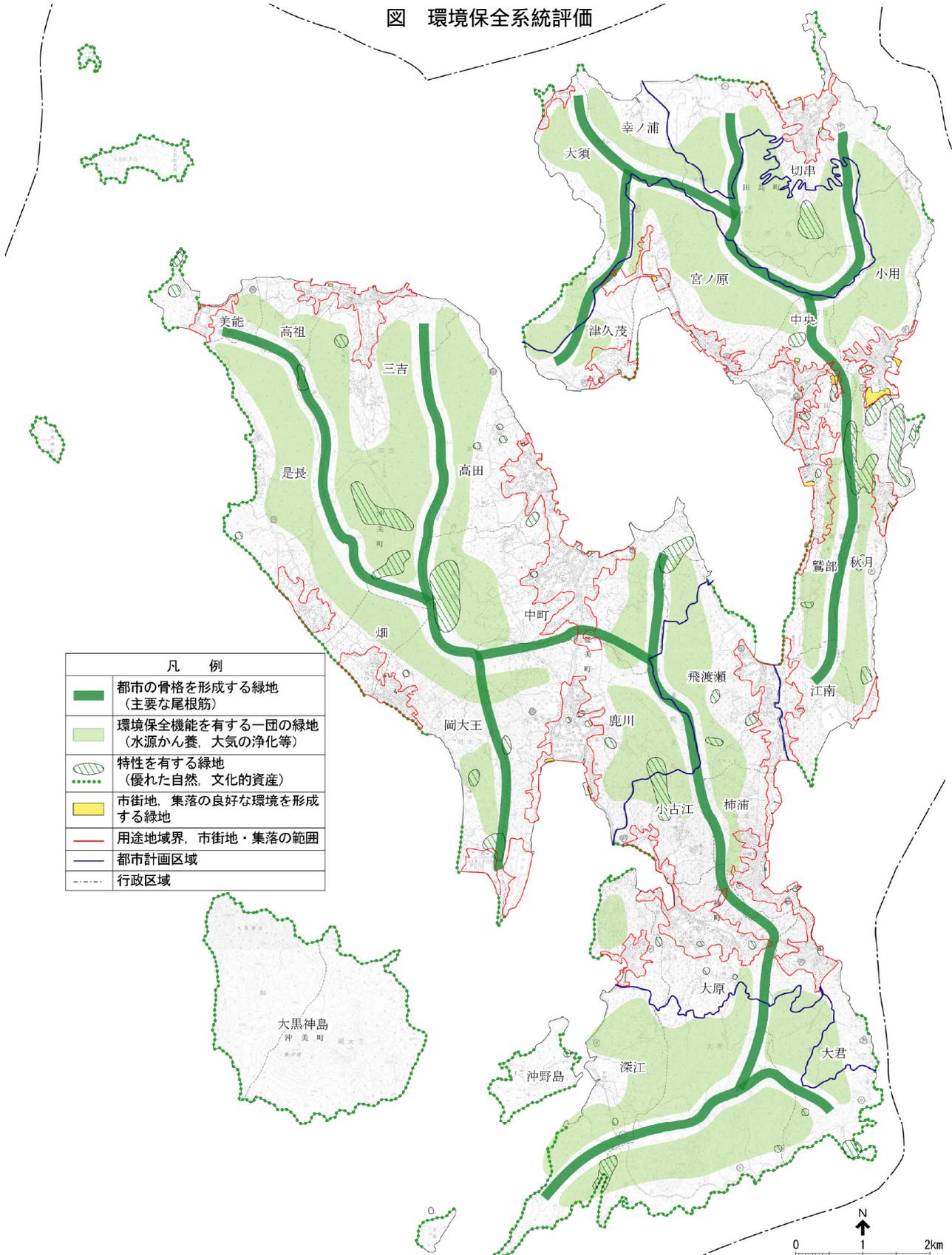
注：「新編 緑の基本計画ハンドブック」より

(2) 緑地の解析評価

ア 環境保全系統評価

環境保全機能を有する緑地を評価、抽出すると、次のとおりです。

図 環境保全系統評価



注：希少な海産生物の生息地については、自然海岸、干潟に含まれるものとした。

イ レクリエーション系統評価

(7) 都市公園等の過不足状況

都市公園等（墓園を除く）の整備状況と、全市を都市計画の整備水準でみた場合の過不足の状況は、次表のとおりです。

大規模公園を除く都市計画公園等の市民一人当たり面積は 7.3㎡で、国の示す標準(17.0㎡/人)を下回っています。

また、種別に見ると、地区公園を除く種別で不足しています。

一方、市条例による公園などの公共施設緑地を含めた都市公園等の面積は、市民一人当たり18.9㎡で、国の示す標準（20㎡/人）に近い水準となっています。

このうち、街区公園、近隣公園からの誘致圏の状況を見ると、誘致圏から外れた市街地・集落が多くなっています。

これらのことから、市街地・集落における小規模な公園緑地、小中学校グラウンド（廃校を含む）の活用を図るとともに、これらの公園などから離れている市街地・集落については、地域のニーズを踏まえて、公園等の確保を検討する必要があります。

なお、市街地における街区公園の誘致距離は 250m以内が標準とされていますが、本市の市街地・集落は、一部を除いて人口密度が低く、地域の実情に応じた公園の確保を行う必要があります。

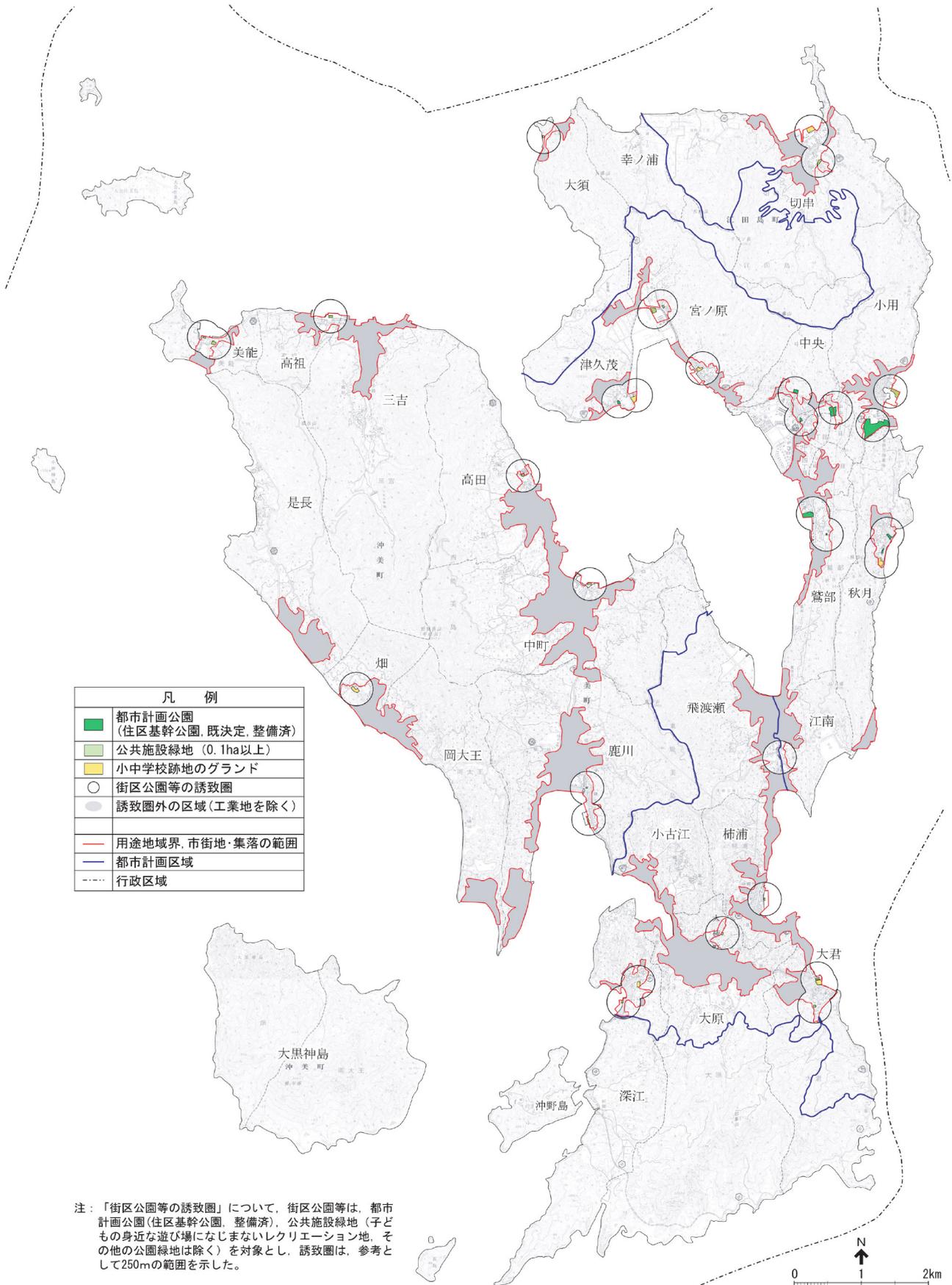
表 都市公園等の現況と過不足（全市を都市計画の整備水準でみた場合）

種別		現況 (ha)	一人 当たり 面積 (㎡/人)	国の示 す目標 (㎡/人)	評価	備考		
都市 計画 公園 等	基幹 公園	住区基幹公園	街区公園	1.01	0.4	1.0	不足	・向側公園，中郷公園，ハタカミ公園，津久茂公園，秋月公園，秋月北公園
			近隣公園	2.30	0.8	2.0	不足	・中央公園，鷺部公園
			地区公園	4.60	1.7	1.0	充足	・江田島公園
		小計	7.91	2.8	4.0	不足		
	都市 基幹 公園	総合公園	-	-	3.0	不足		
		運動公園	8.50	3.1	1.5	不足	・江田島市総合運動公園	
		小計	8.50	3.1	4.5	不足		
	その他の 公園緑地	特殊公園	3.99	1.4	8.5	不足	・鹿田公園（カントリーパーク），北部墓園	
		都市緑地等						
		計	20.40	7.3	17.0	不足		
	大規模公園	広域公園	-	-	2.0	-		
国営公園		-	-	1.0	-			
	合計	20.40	7.3	20.0	-			
公共施設緑地		32.17	11.6	-	-	・市条例による公園，港湾整備による公園緑地等，市の設置レクリエーション地		
総計		52.57	18.9	-	-			

注-1：都市計画公園等（整備済，カントリーパーク及び墓園を含む）と公共施設緑地を対象とした。

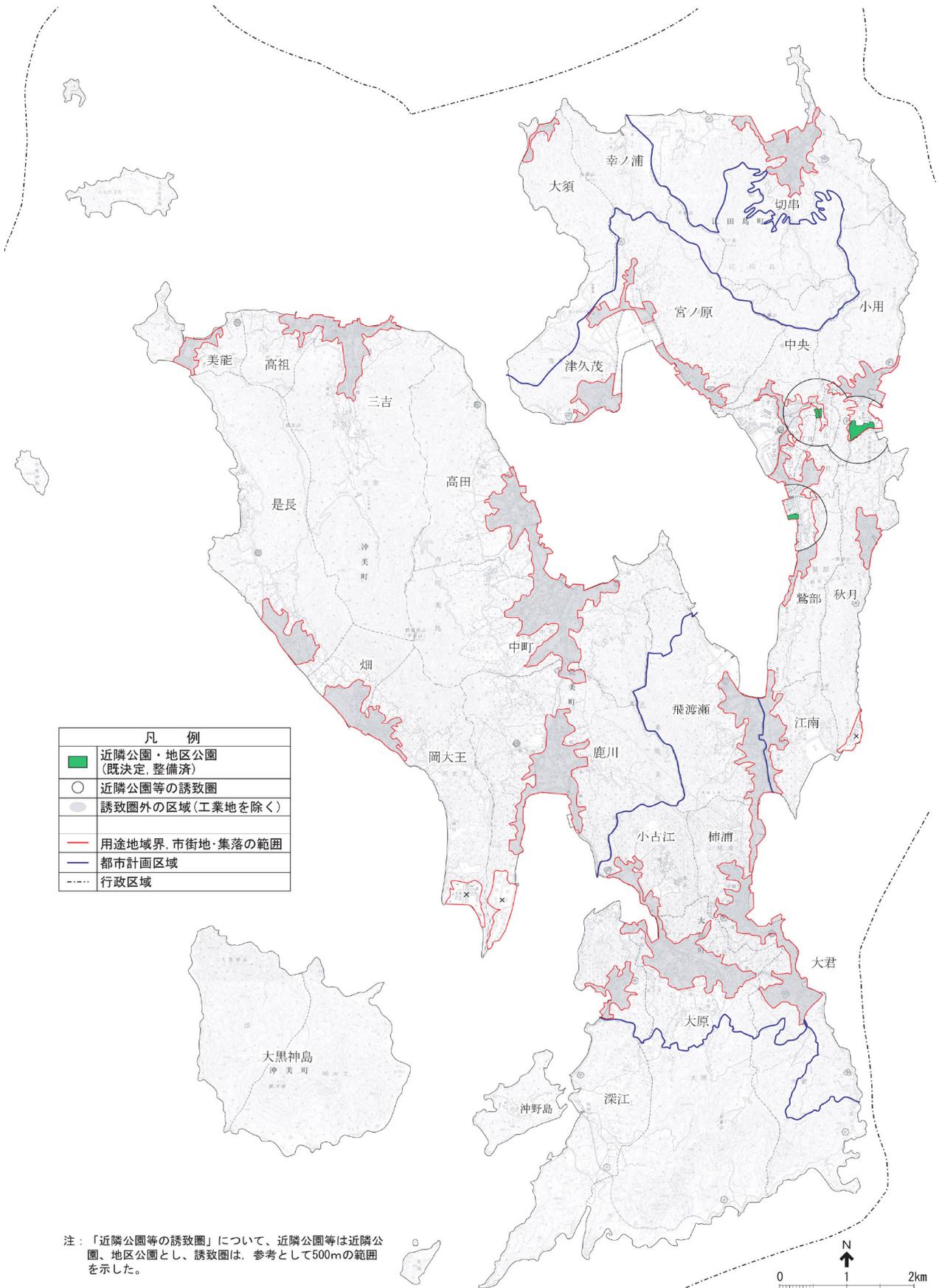
-2：一人当たり面積は，平成21(2009)年4月1日時点の住民基本台帳人口27,778人に対して。

図 街区公園等の誘致圏



注：「街区公園等の誘致圏」について、街区公園等は、都市計画公園(住区基幹公園、整備済)、公共施設緑地(子どもの身近な遊び場になじまないレクリエーション地、その他の公園緑地は除く)を対象とし、誘致圏は、参考として250mの範囲を示した。

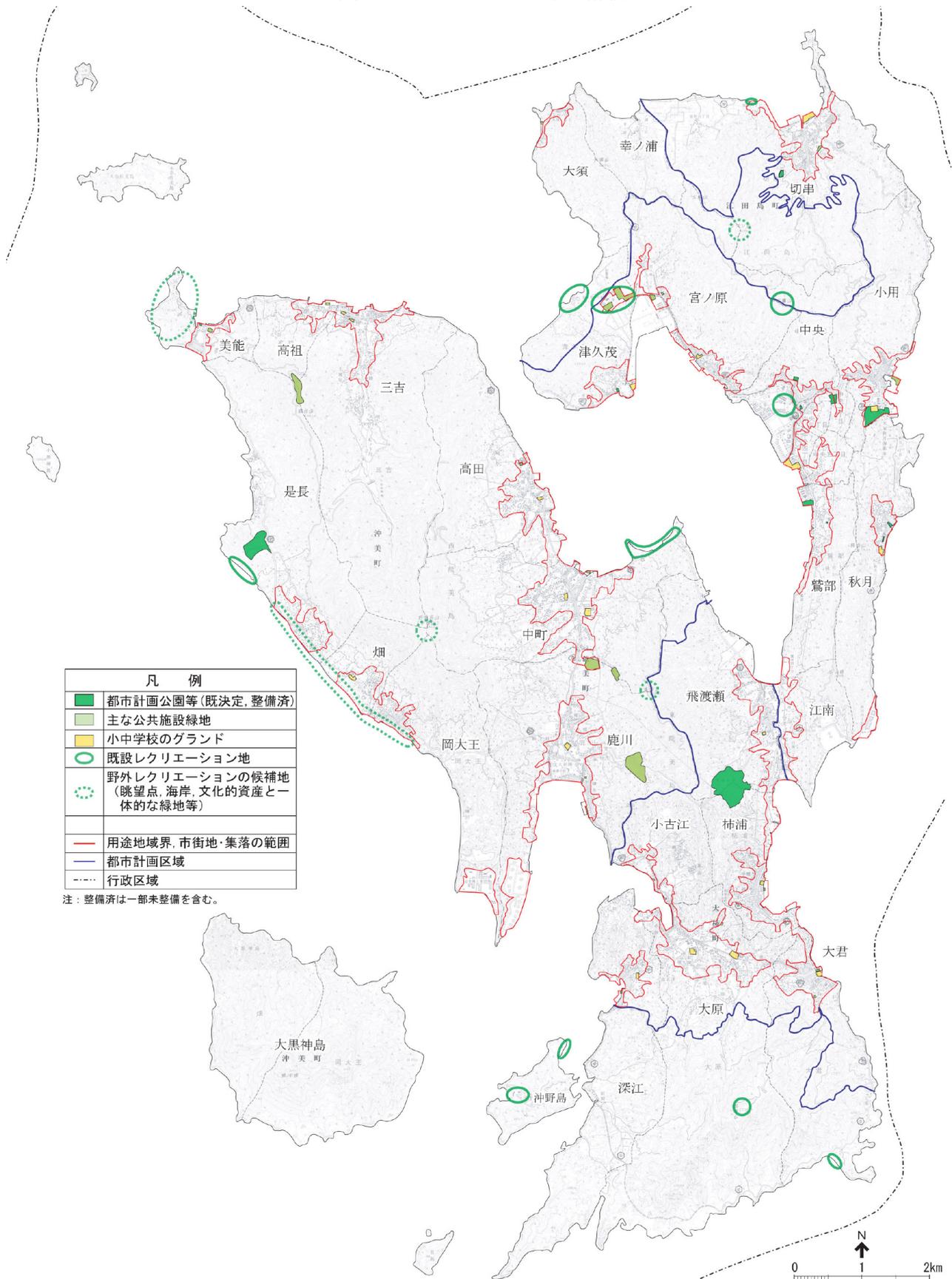
図 近隣公園等の誘致圏



(1) レクリエーション機能を有する緑地

レクリエーション機能を有する緑地を評価，抽出すると，次のとおりです。

図 レクリエーション系統評価



ウ 防災系統評価

(7) 避難地

避難地については、地震火災時など大規模な災害時における避難地として、次のような標準を設定して評価しました。

一次避難地

広域避難地に到達するまでの間の一時的な避難地として、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うとともに、火災による死亡の防止機能を果たすもの。

- ・中継点的な機能を持つことから、公共施設の中から選定する。
- ・到達距離 1 km 以内、避難者一人当たりの面積は、概ね 2 m²とする。

広域避難地

地震発生後に発生する火災から避難者の生命を保護し、救護復旧活動の拠点となるもの。

- ・津波等による浸水危険や、山・がけ崩れの危険のないこと。
- ・危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が空中を通っていないこと。
- ・避難者一人当たりの面積は、概ね 2 m² とする。

評価した結果、一次避難地は、近隣公園、地区公園、小中学校（廃校を含む）を位置づけることで、一部の小規模な集落を除き、概ね充足します。

また、広域避難地は、国立江田島青少年交流の家、能美運動公園、鹿田公園、江田島市総合運動公園を位置づけることで充足します。

【参考 大規模な災害時における避難地の考え方の例】

【一次避難地】

広域避難地に到達するまでの間に、避難の中継拠点を設け、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うとともに、火災による死亡の防止機能を果たすもの。

中継点的な機能を持つことから、公共施設の中から選定すること。

町丁目単位で検討し、到達距離 1 km 以内に設置すること。

一人当たりの面積は、概ね 2 m²とする。

【広域避難地】

地震発生後に発生する火災から避難者の生命を保護するものであり、かつ消防用水利、及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、救護復旧活動の拠点となるもの。

津波等による浸水危険や、山・がけ崩れの危険のないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が空中を通っていないこと。

広域避難地内にある非耐火建築物の建築面積の合計の割合が、2 % 程度以下であること。

避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者一人当たりの必要面積は、概ね 2 m² とすること（有効避難面積とは、周辺の市街地大火による輻射熱から避難者の生命を守り得る空地の部分で、広域避難地の縁辺部が高さ30m以上の耐火建築物である場合には、当該耐火建築物から50m、これに該当する耐火建築物がない場合には300mまでの範囲を除いた面積を有効避難面積とする。）

【警戒宣言時避難地】

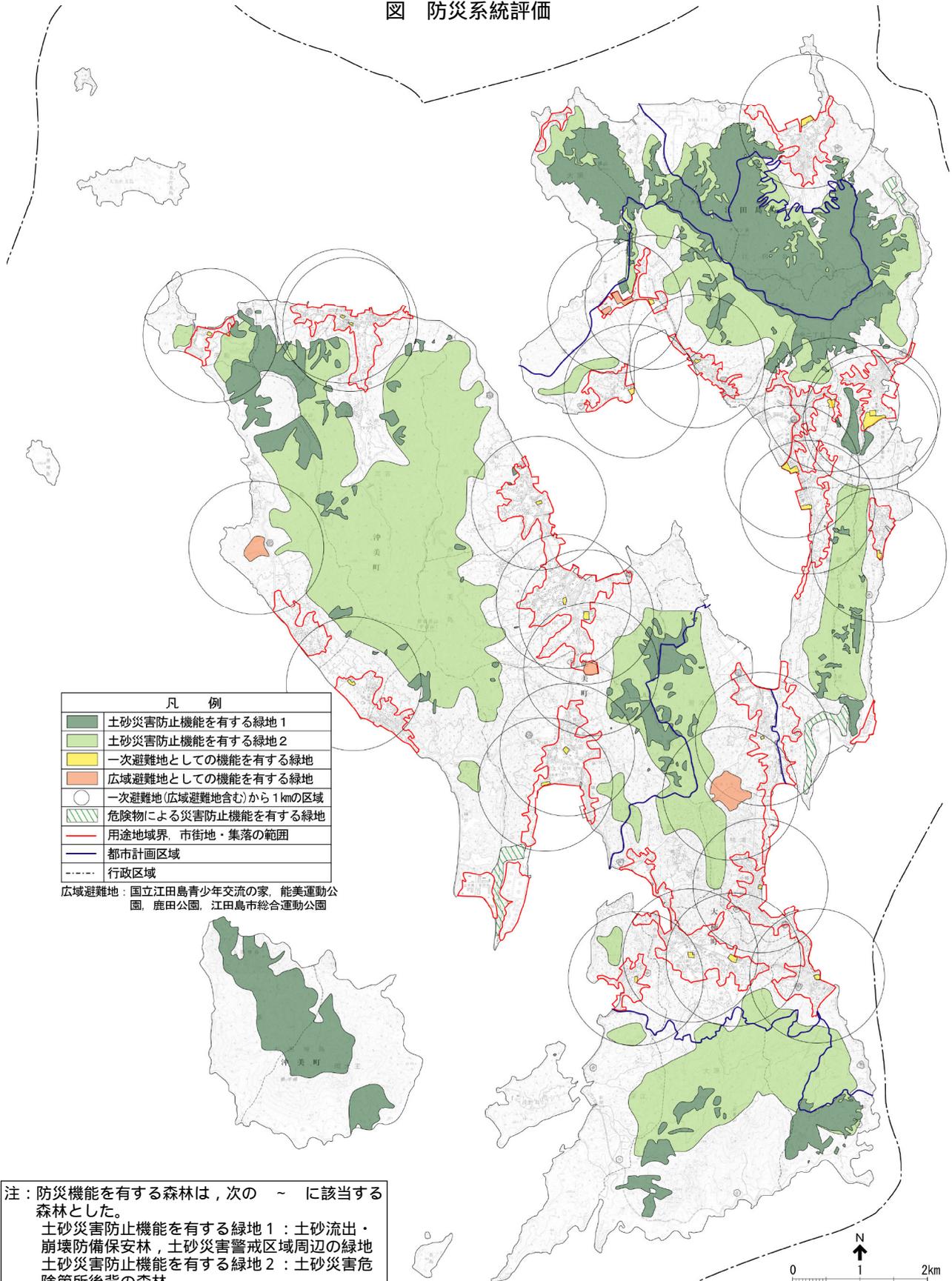
以下略

（東海地震対策「避難計画策定指針」（静岡県防災局）より）

(1) 防災機能を有する緑地

防災機能を有する緑地を評価、抽出すると、次のとおりです。

図 防災系統評価



凡 例	
	土砂災害防止機能を有する緑地 1
	土砂災害防止機能を有する緑地 2
	一次避難地としての機能を有する緑地
	広域避難地としての機能を有する緑地
	一次避難地(広域避難地含む)から1kmの区域
	危険物による災害防止機能を有する緑地
	用途地域界、市街地・集落の範囲
	都市計画区域
	行政区域

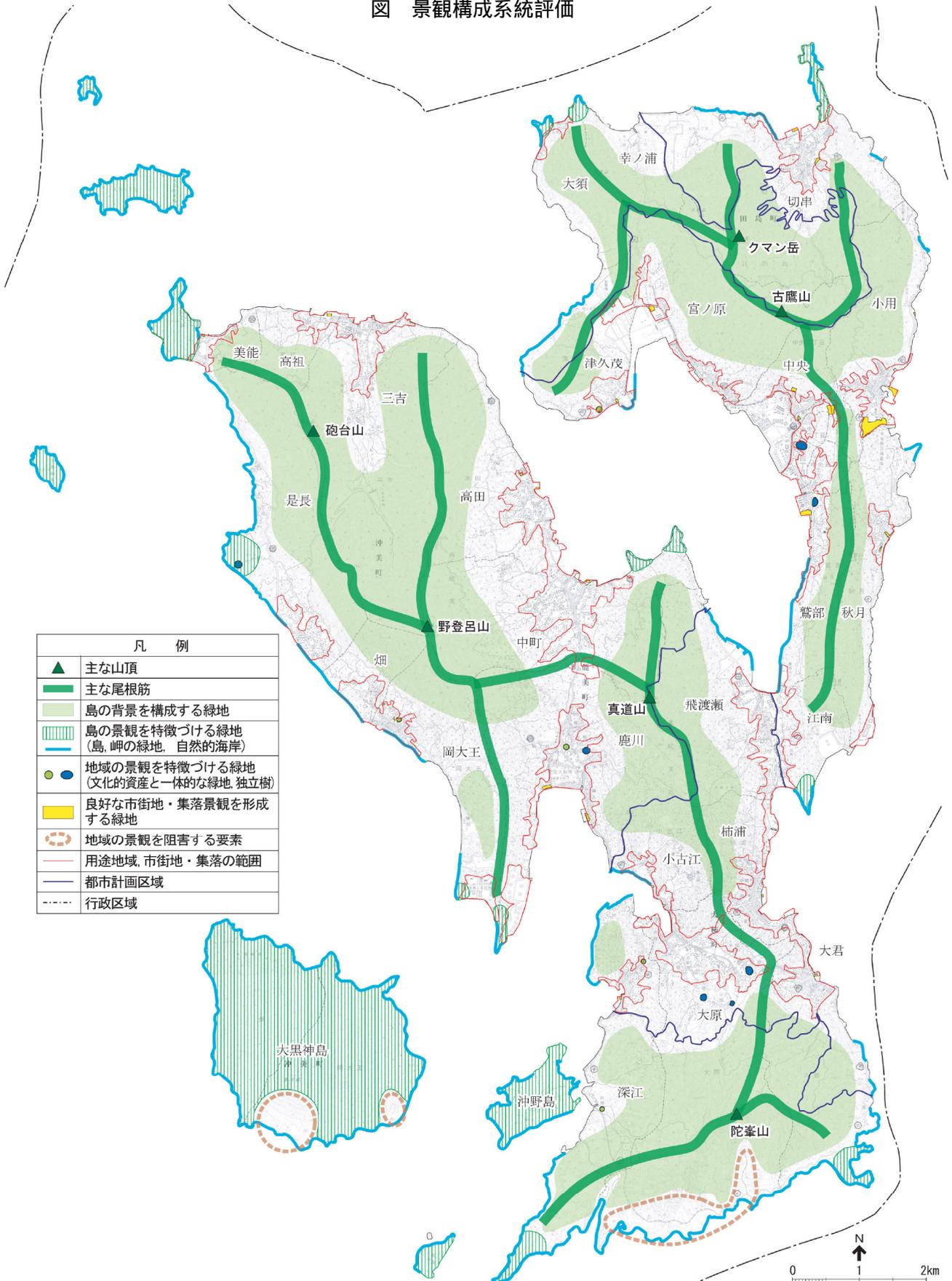
広域避難地：国立江田島青少年交流の家、能美運動公園、鹿田公園、江田島市総合運動公園

注：防災機能を有する森林は、次の ~ に該当する森林とした。
 土砂災害防止機能を有する緑地 1：土砂流出・崩壊防備保安林，土砂災害警戒区域周辺の緑地
 土砂災害防止機能を有する緑地 2：土砂災害危険箇所後背の森林
 危険物と市街地・集落の間に分布し，緩衝緑地の役割を果たす緑地

工 景観構成系統評価

景観構成機能を有する緑地を評価，抽出すると，次のとおりです。

図 景観構成系統評価



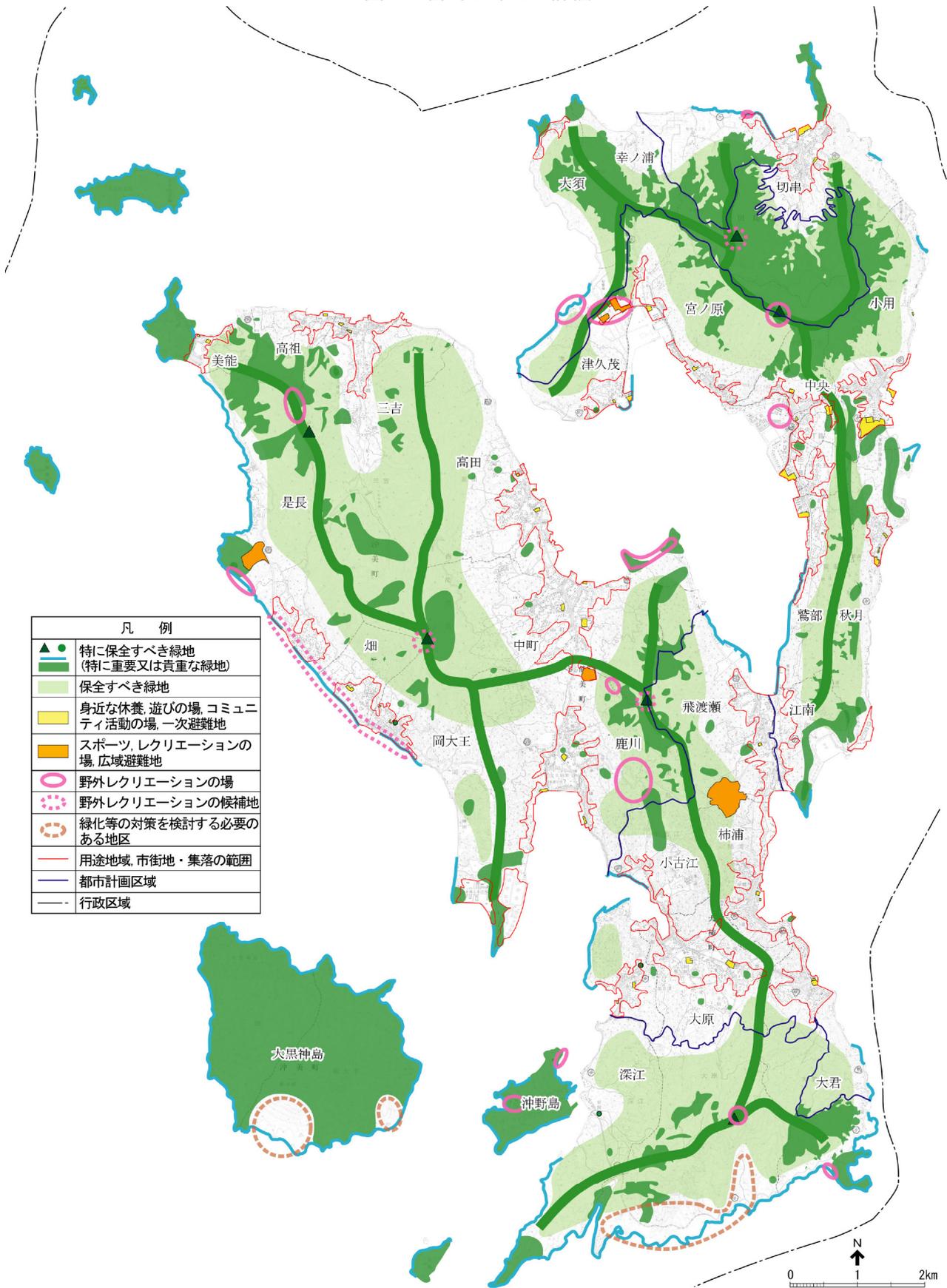
オ 総合的な緑地の評価

環境保全機能，レクリエーション機能，防災機能，景観構成機能の各系統別の評価結果を総合化すると，次のとおりです。

表 総合的な緑地の評価

保全，活用の方向	緑地の機能	該当する緑地
特に保全すべき緑地 (特に重要又は貴重な緑地)	都市の骨格を形成し，本市の景観を印象づける緑地	・本市のランドマークに位置づけられる山頂，遠景を構成する尾根筋
	特性を有する緑地（優れた自然）	・貴重な植物群落，自然度の高い植生 ・希少な海産生物の生息地 ・奇岩，巨石 ・巨樹，自然海岸，干潟
	特性を有する緑地（文化的資産と一体的な緑地）	・砲台跡などの遺跡と一体的な緑地 ・文化的資産と一体的な緑地，樹木 ・社寺林，城跡など
	自然災害を防止するため，特に保全すべき緑地	・保安林，土砂災害警戒区域周辺の緑地
	危険物による災害防止機能を有する緑地	・危険物貯蔵基地周辺の緑地
保全すべき緑地	島の遠景を構成し，環境保全機能，自然災害防止機能を有する一団の緑地	・各地域の尾根筋から集落，海岸線に広がる斜面緑地
	島の景観を特徴づける緑地	・島状・岬状緑地
都市公園等として整備，活用すべき緑地	身近な休養，遊びの場，コミュニティ活動の場，一次避難地等として活用すべき緑地	・街区公園，近隣公園，地区公園，小規模な公園緑地，小中学校のグラウンド（跡地を含む）
	スポーツ，レクリエーションの場，広域避難地等として活用すべき緑地	・国立江田島青少年交流の家，能美運動公園，鹿田公園，江田島市総合運動公園
	自然とのふれあい，野外レクリエーションの場	・宿泊・交流施設，海水浴場，展望公園，キャンプ場など既設のレクリエーション施設
	野外レクリエーションの候補地	・眺望点，海岸，文化的資産と一体的な緑地など
緑化等の対策を検討する必要がある地区	地域の景観を阻害する要素	・大規模な土砂採取場

図 総合的な緑地の評価



3 緑に関する市民ニーズ

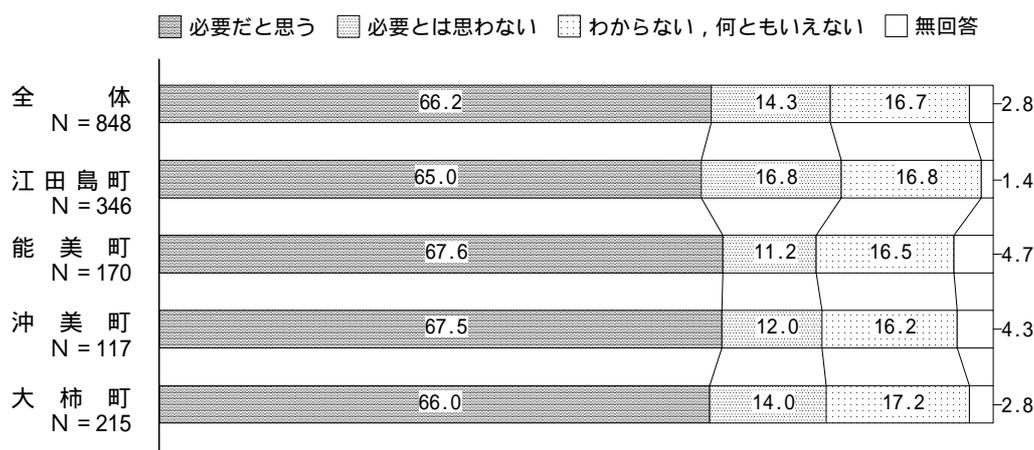
平成21(2009)年11月に実施した「都市づくりに関するアンケート調査」(脚注)の結果から、緑地の保全、都市公園の整備など緑に関する主な調査結果を抽出すると、次のとおりです。

(1) 土地利用規制に関する意向

ア 自然環境の保全

自然環境の保全のために開発を制限することについて、「必要だと思う」と答えた人の割合は、約66%を占めています。

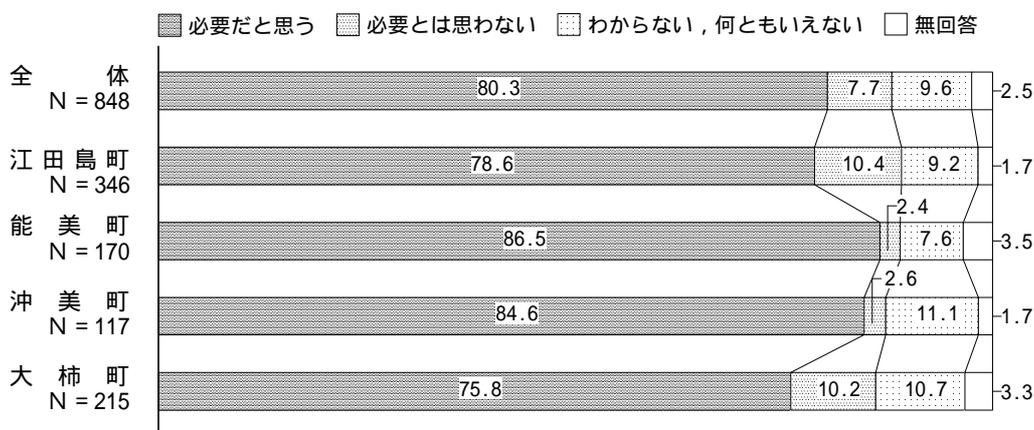
図 自然環境を守るための開発の制限に関する意向



イ 自然災害の防止

がけくずれなどの災害を防止するために、開発や建築を制限することについて、「必要だと思う」と答えた人の割合は、約80%と大半を占めています。

図 自然災害防止のための開発や建築の制限に関する意向

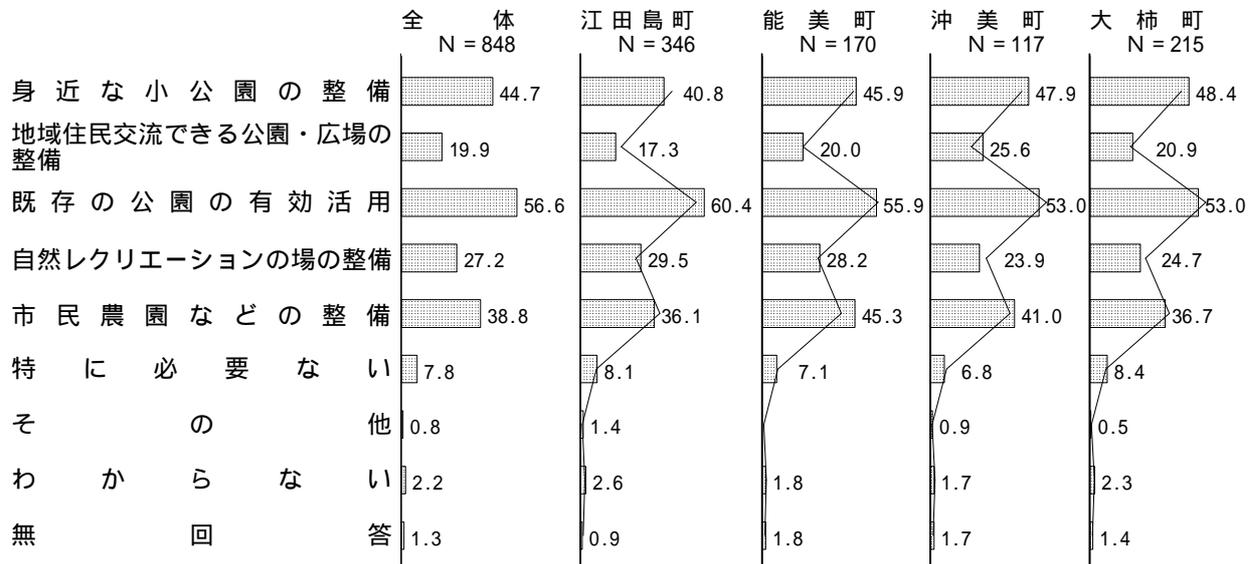


脚注：「都市づくりに関するアンケート調査」は、「江田島市都市計画マスタープラン」及び「江田島市緑の基本計画」策定の参考資料を得るため、市内に居住する20歳以上の市民から無作為に抽出した約2,000人を対象として実施したもので、有効回収率は42.6%です。

(2) 公園・広場等の整備に関する意向

公園・広場等の整備については、全体では「既存の公園の有効活用」をあげた人の割合が約57%で最も高く、次いで「身近な小公園の整備」約45%、「市民農園などの整備」約39%などの順となっています。

図 公園・広場等の整備に関する意向（複数回答，3項目以内）

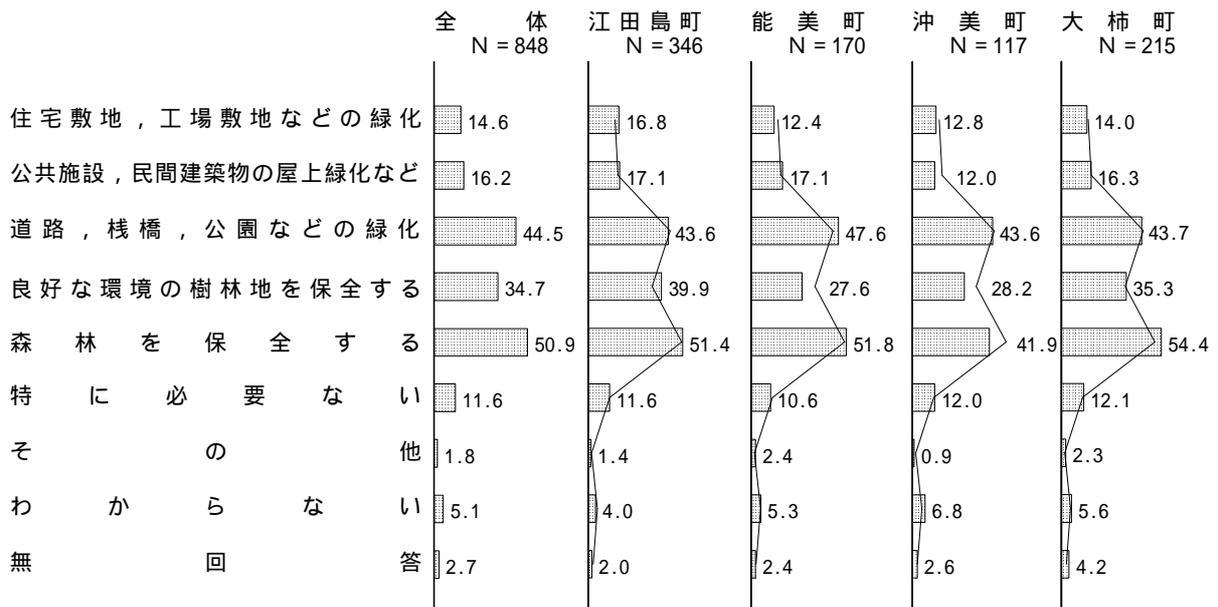


注：実線は全体の値

(3) 都市の緑化，環境対策に関する意向

都市の緑化，環境対策については、全体では「森林を保全する」をあげた人の割合が約51%で最も高く、次いで「道路，棧橋，公園などの緑化」約45%、「良好な環境の樹林地を保全する」約35%などの順となっています。

図 都市の緑化，環境対策などに関する意向（複数回答，3項目以内）

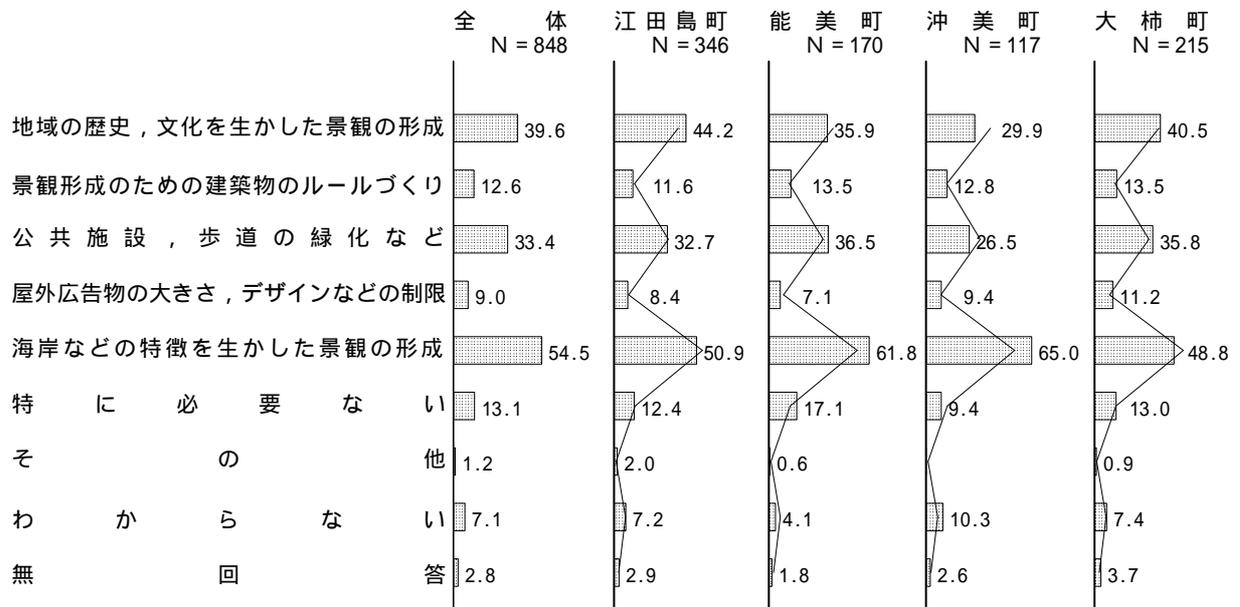


注：実線は全体の値

(4) 良好なまち並み，景観づくりに関する意向

良好なまち並み，景観づくりについては，全体では「海岸などの特徴を生かした景観の形成」をあげた人の割合が約55%で最も高く，次いで「地域の歴史，文化を生かした景観の形成」約40%，「公共施設，歩道の緑化など」約33%などの順となっています。

図 良好なまち並み，景観づくりに関する意向（複数回答，3項目以内）



注：実線は全体の値

4 緑地の課題

緑地等の現状と解析評価結果、緑に関する市民ニーズ等を踏まえ、計画の主な課題を列記すると、次のとおりです。

(1) 都市公園等の整備

都市計画公園等（カントリーパーク及び墓園を含む）は、12か所、20.40ha整備されています。

また、公共施設緑地が58か所、32.17ha整備されており、整備済み面積は52.571ha、市民一人当たり面積は18.9㎡となっています。

整備済み面積は、国の示す都市公園の21世紀初頭の整備目標20㎡/人に近い水準となっていますが、街区公園、近隣公園などの身近な公園からの誘致圏が充足されていない市街地・集落が分布しており、小規模な公園緑地、小中学校グラウンド（廃校を含む）の活用を図るとともに、地域のニーズを踏まえて、公園等の確保を検討する必要があります。

(2) 良好な自然環境の保全・活用

本市には、自然海岸、貴重な植物群落などの資源、旧海軍関連の遺跡等と一体的な緑地など、特性を有する緑地が豊富に分布しており、これらの緑地を保全する必要があります。

また、これらの緑地を自然環境の保全に配慮しながら、市民が緑とふれあう場として活用する必要があります。

(3) 多様なレクリエーション資源の活用

本市は、山頂などからの展望、史跡の散策、海浜レクリエーションなど、多様なレクリエーション資源に恵まれています。

このため、これらの資源を有効に活用し、活力と魅力を備えたまちづくりを進める必要があります。

(4) 良好な景観を構成する緑地の保全

本市は、瀬戸内海に浮かぶ島の景観、海岸線、島状・岬状緑地などの景観、歴史的まちなみ景観、地域における文化的資産と一体的な景観など、特徴のある景観を有しています。

こうした景観を継承するため、良好な景観を構成する緑地を保全する必要があります。

一方、大規模な土砂採取に伴い島の景観が阻害されている地区があり、良好な景観を形成する上で対策を検討する必要があります。

(5) 市街地・集落における緑の確保

市街地・集落においては、緑地率が2割に達しないなど低い状況にあり、良好な都市環境の形成を図るため、市街地・集落内及びその周辺の緑地の保全を図るとともに、市街地・集落の緑化を進める必要があります。

(6) 防災性の向上

市街地・集落に近接して土砂災害危険箇所等が多く存在しており、自然災害を防止するため、緑地の保全など適切な対策を講じる必要があります。

また、危険物備蓄基地周辺については、災害の防止、低減を図るため、当該基地周辺の緑地を保全する必要があります。

さらに、都市公園等の避難地としての活用等により、防災性の向上を図る必要があります。